

第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等
策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第4次豊川市障害者福祉計画、第6期豊川市障害福祉計画及び第2期豊川市障害児福祉計画策定（以下「福祉計画」という。）にあたり、福祉計画の基本方針その他必要な事項について幅広い視野から協議するため、第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、別表に掲げる団体の代表者等で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 策定委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、福祉部福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

豊川市身体障害者福祉協会
豊川市視覚障害者福祉部会
豊川市ろうあ者福祉協会
豊川市知的障害者育成会
豊川市肢体不自由児（者）父母の会
豊川呼吸器友の会
豊川精神障がい者家族会むつみ会
豊川市民生委員児童委員協議会
豊川市ボランティア連絡協議会
豊川市社会福祉協議会
豊川市社会福祉施設協会
豊川市保育連絡協議会
愛知県立豊川特別支援学校
一般社団法人豊川市医師会
一般社団法人豊川市歯科医師会
愛知県豊川保健所
愛知県東三河福祉相談センター
豊川公共職業安定所
豊川市教育委員会
豊川市子ども健康部
豊川市福祉部